

改正

平成11年4月23日告示第74号
平成15年12月17日告示第172号
平成17年3月18日告示第43号
平成18年12月15日告示第225号
平成20年7月7日告示第111号
平成22年6月1日告示第73号
平成26年5月23日告示第61号
平成28年3月31日告示第43号
平成30年4月27日告示第62号
平成30年7月27日告示第100号

名張市建設工事等資格停止措置要領

(目的)

第1条 この要領は、建設工事等の適正な施工を確保するため、有資格業者の資格停止について必要な措置を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事等

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）並びに測量、調査及び設計に関する業務の委託（以下「業務委託」という。）をいう。

(2) 有資格業者

名張市契約規則（平成11年規則第20号）第5条の規定に基づき入札参加資格者名簿に登録された建設業者、測量、調査及び設計業者等をいう。

(3) 市発注工事

名張市が発注する建設工事等をいう。

(4) 一般工事

市発注工事以外の三重県内における建設工事等（民間工事を含む。）をいう。

(5) 役員等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者

イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者

ウ 個人にあつては、その者及びその者の支配人

(6) 使用人

役員等以外の職員をいう。

(7) 資格停止

有資格業者が、別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合に、同表に定めるところにより、期間を定めて市発注工事の指名及び一般競争入札への参加の対象外とする措置をいう。

(8) 公共機関等の職員

刑法（明治40年法律第45号）第7条第1項に規定する国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員（同法以外の法律により公務に従事する職員とみなされる者を含む。）及び職務の公益性により刑法以外の法律により収賄罪の処罰を規定している場合の私人をいう。

(9) 下請負人

建設工事等のうち、建設工事にあつては建設業法第2条第5項に規定する下請負人をいい、業務委託にあつては受注者が業務の履行に当たって再委託する者をいう。

(10) 短期

別表各号に掲げる措置要件ごとに定める措置期間のそれぞれ最も短いものをいう。

(11) 長期

別表各号に掲げる措置要件ごとに定める措置期間のそれぞれ最も長いものをいう。

(資格停止)

第3条 市長は、有資格業者が市発注工事において別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、名張市入札審査委員会に諮り、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。ただし、その期間は、3年を超えることができない。

2 市長は、有資格業者が市発注工事以外の建設工事等において別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。ただし、その期間は、3年を超えることができない。

3 市長は、第1項又は前項の資格停止を行ったときは、建設工事等の契約を行うに際し、当該資格停止に係る有資格業者又は当該資格停止に係る有資格業者を構成員とする特定建設工事共同企業体の指名及び一般競争入札への参加の対象外とし、当該資格停止に係る有資格業者等を現に指名しているとき又は一般競争入札の参加者としているときは、指名又は一般競争入札への参加を取り消すものとする。

4 市長は、第1項又は第2項の資格停止を行ったときは、当該資格停止に係る有資格業者等が建設工事等の契約につき落札決定を受け、契約が締結されていない場合においては、当該落札決定を取り消すことができる。

(下請負人に関する資格停止)

第3条の2 市長は、前条第1項の規定により資格停止を行う場合において、当該資格停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があるときは、当該下請負人について、元請負人の資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を行うものとする。

(特定建設工事共同企業体に関する資格停止)

第4条 市長は、特定建設工事共同企業体が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、第3条の規定に準じて、当該共同企業体の構成員（明らかに当該資格停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該資格停止について責めを負うべき割合等情状に応じて期間を定め、資格停止を行うものとする。

(資格停止の期間の特例)

第5条 有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ資格停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合（別表各号に掲げる措置要件に該当することとなった原因となる事実又は行為が、当初の資格停止を行う前のものである場合を除く。）における資格停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期（別表第2第7号に掲げる措置要件のうち措置期間を固定しているものに該当することとなった場合にあっては、当該措置期間）の2倍の期間とする。この場合において、下請負人又は特定建設工事共同企業体の構成員について、元請負人又は特定建設工事共同企業体の資格停止の期間を超えてその資格停止の期間を定めることができる。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号に掲げる措置要件に係る資格停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号に掲げる措置要件

に該当することになったとき。

(2) 別表第2第1号、第2号、第3号又は第7号に掲げる措置要件に係る資格停止の期間満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ別表第2第1号、第2号、第3号又は第7号に掲げる措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による資格停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、資格停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期（別表第2第7号に掲げる措置要件のうち措置期間を固定しているものに該当することとなった場合にあつては、当該措置期間）を超える資格停止の期間を定める必要があるときは、資格停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36月を超える場合にあつては、36月）まで延長することができる。

5 市長は、資格停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で資格停止の期間を変更することができる。

6 市長は、資格停止の期間中の有資格業者について、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について資格停止を解除するものとする。

7 資格停止の期間を算定するに当たり1月未満の端数が生じる場合は、その端数は切り上げるものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する資格停止の期間の特例）

第6条 市長は、第3条第1項及び第2項並びに第4条の規定により資格停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合における資格停止の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間（前条第2項の規定の対象となり、かつ、独占禁止法違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合にあつては、当該規定により定めた期間に、それぞれ別表各号に定める短期を加えた期間）とする。

(1) 談合情報を得た場合又は市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、その事案について、別表第2第2号又は第3号に掲げる措置要件に該当したとき。

- (2) 別表第2第2号又は第3号に掲げる措置要件に該当する有資格業者（その役員等又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（同条第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者（独占禁止法第7条の2第8項各号に掲げる者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- (3) 別表第2第2号に掲げる措置要件に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）第3条第4項の規定に基づく市の調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、別表第2第2号に掲げる措置要件に該当する有資格業者が、発注者に対して不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があるとき（前3号のいずれかに該当することとなった場合を除く。）。
- (5) 市又は他の公共機関等の職員が、公契約関係競売等妨害、談合又は入札談合等関与行為防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号に掲げる措置要件に該当する有資格業者が、発注者に対して不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）

(事案の報告等)

第7条 市発注工事を担当する部長は、所掌する建設工事等について資格停止を要すると認められる事案が発生したとき、又は資格停止の期間を変更し、若しくは資格停止を解除する必要が認められるときは、意見を付し、市長に報告するものとする。

(資格停止の通知)

第8条 市長は、第3条第1項及び第2項、第3条の2並びに第4条の規定により資格停止を行い、第5条第5項の規定により資格停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により資格停止を解除したときは、それぞれ資格停止通知書（様式第1号）、資格停止期間変更通知書（様式第2号）又は資格停止解除通知書（様式第3号）により当該有資格業者に通知するものとする。

2 市長は、資格停止の期間中の有資格業者について、別件として再度資格停止を行う場合は、そ

の旨を通知するものとする。

(資格停止の期間の始期)

第9条 資格停止の期間の始期は、資格停止の決定があった日の翌日とする。

2 資格停止の期間中の有資格業者について、別件として再度資格停止を行う場合の始期は、再度資格停止を決定した日とする。

(随意契約の相手方の制限)

第10条 市長は、資格停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

(災害時等の相手方の決定の特例)

第11条 市長は、市発注工事を随意契約により施工しようとする場合において、当該随意契約の理由が次の各号に該当する場合は、前条の規定にかかわらず、資格停止の期間中の有資格業者と請負契約を締結することができる。

(1) 災害時の応急工事で地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号に該当し、他の業者に施工させ難いと認められるとき。

(2) 随意契約により施工しようとする理由が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第6号又は第7号に該当し、他の業者に施工させ難いと認められるとき。

(下請負の禁止)

第12条 資格停止の期間中の有資格業者は、市発注工事を下請負することができない。ただし、当該有資格業者が資格停止の期間の開始前に下請負した場合はこの限りでない。

(資格停止業者が合併等をした場合の資格停止の効果)

第13条 資格停止期間中の有資格業者の業務が、合併、営業譲渡等により他の有資格業者に引き継がれた場合の資格停止の効果は、業務を引き継いだ有資格業者に継承されるものとする。

(資格停止に至らない事由に関する措置)

第14条 市長は、資格停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、様式第4号による書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(準用規定)

第15条 前各条の規定は、製造の請負、物品の購入、業務の委託及びその他の契約について準用する。

附 則

1 この要領は、平成7年4月1日から施行する。

2 名張市指名基準(昭和57年4月1日制定)は、この要領の施行の日に廃止する。

附 則（平成11年4月23日告示第74号）

この要領は、平成11年5月1日から施行する。

附 則（平成15年12月17日告示第172号）

この要領は、平成15年12月17日から施行する。

附 則（平成17年3月18日告示第43号）

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（平成18年12月15日告示第225号）

この要領は、平成18年12月20日から施行する。

附 則（平成20年7月7日告示第111号）

（施行期日）

- 1 この要領は、告示の日から施行する。

（名張市建設工事等入札実施要領の一部改正）

- 2 名張市建設工事等入札実施要領（平成6年11月14日制定）の一部を次のように改める。

（次のよう略）

（名張市有料広告事業実施要綱の一部改正）

- 3 名張市有料広告事業実施要綱（平成18年告示第224号）の一部を次のように改める。

（次のよう略）

（名張市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱の一部改正）

- 4 名張市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年告示第103号）の一部を次のように改める。

（次のよう略）

附 則（平成22年6月1日告示第73号抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年5月23日告示第61号）

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第43号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年4月27日告示第62号）

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

附 則（平成30年 7 月27日告示第100号）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成30年8月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の名張市建設工事等資格停止措置要領（以下「新要領」という。）の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う資格停止について適用し、施行日前に行った資格停止については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この要領の施行の際、現に改正前の名張市建設工事等資格停止措置要領に定めるところにより資格停止を受けている者について、新要領の規定を適用するとしたならばその期間が短縮することとなる場合に限り、施行日に、当該規定に定めるところにより資格停止の期間を短縮するものとする。

別表第1（第2条—第6条関係）

三重県内で生じた事故等による措置基準

措置要件	措置期間
<p>（虚偽記載）</p> <p>1 市発注工事の請負契約に係る競争入札において、入札参加申請書、入札参加資格における確認資料その他の入札参加に係る確認資料に虚偽の記載をし、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	1 か月以上6 か月以内
<p>（過失による粗雑工事）</p> <p>2 市発注工事の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき。</p>	1 か月以上1 2 か月以内
<p>3 一般工事の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	1 か月以上6 か月以内

<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上6か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき。</p> <p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき。</p>	<p>1か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上4か月以内</p> <p>1か月以上2か月以内</p>

備考

- 1 一般工事における過失による粗雑工事の瑕疵の重大性の判断基準（第3号）

一般工事における過失による粗雑工事について、瑕疵が重大であると認められるのは、原則

として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。

2 事故に基づく措置の判断基準（第5号から第8号まで）

公衆損害事故又は工事関係者事故が次のア又はイに該当する事由により生じた場合は、原則として、資格停止は行わない。

ア 事故の原因が作業員個人の責めに帰すべき事由により生じたものであると認められる場合
（公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）

イ 事故の原因が第三者の行為により生じたものであると認められる場合（適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）

3 市発注工事における安全管理措置の不適切の判断基準（第5号及び第7号）

市発注工事等における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として、アの場合とする。ただし、イによることが適当である場合には、これによることができる。

ア 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を受注者が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての受注者の責任が明白となった場合

イ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

4 一般工事における安全管理措置の不適切の判断基準（第6号及び第8号）

一般工事における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

別表第2（第2条—第6条関係）

不正行為等による措置基準

(贈賄)	
1 有資格業者の役員等又は使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(1) 市職員に対する贈賄の場合	4か月以上24か月以内
(2) 県内に所在する他の公共機関等の職員に対する贈賄の場合	3か月以上18か月以内

<p>(3) 県外に所在する他の公共機関等の職員に対する贈賄の場合</p>	<p>3か月以上12か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 市発注工事において、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反する場合</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合において、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反する場合</p>	<p>3か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上9か月以内</p>
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>3 有資格業者の役員等又は使用人が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 市発注工事における公契約関係競売等妨害又は談合の場合</p> <p>(2) 県内に所在する他の公共機関等の職員が締結する調達契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約をいう。以下同じ。)案件における公契約関係競売等妨害又は談合の場合</p> <p>(3) 県外に所在する他の公共機関等の職員が締結する調達契約案件における公契約関係競売等妨害又は談合の場合</p>	<p>4か月以上12か月以内</p> <p>2か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上12か月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p>	

<p>4 建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(1) 市発注工事における建設業法違反の場合</p> <p>(2) 市発注工事以外における建設業法違反の場合</p>	<p>2 か月以上 1 2 か月以内</p> <p>1 か月以上 1 2 か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>5 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>6 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等（代表権を有する役員等（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員等を含む。）をいう。）が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>1 か月以上 1 2 か月以内</p> <p>1 か月以上 1 2 か月以内</p>
<p>(暴力的不法行為等)</p> <p>7 次の（1）から（6）までのいずれかに該当するものとして関係行政機関から通報があり、又は次の（7）から（11）までのいずれかに該当し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(1) 有資格業者又はその役員等が、暴力団等（名張市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成30年告示第62号。以下「暴排要綱」という。）第1条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）と</p>	<p>資格停止措置の開始期日から当該の間を経過し、契約の相手方として適當と認められる状態となるまで。</p> <p>2 4 か月</p>

認められるとき。	
(2) 有資格業者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等の威力を利用するなどしたと認められるとき。	1 2 か月
(3) 有資格業者又はその役員等が、暴力団等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与する等により、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。	9 か月
(4) 有資格業者又はその役員等が、暴力団等と暴排要綱別表第 1 に規定する密接な関係を有していると認められるとき。	6 か月
(5) 有資格業者又はその役員等が、暴力団等と暴排要綱別表第 1 に規定する社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	3 か月
(6) 有資格業者又はその役員等が、暴力団等であると知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。	6 か月
(7) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等若しくはその使用人が、業務に関し、暴力行為を行ったと認められるとき。	1 か月以上 1 2 か月以内
(8) 有資格業者が、市発注工事の契約を履行するに当たり、暴排要綱別表第 1 に掲げるいずれかに該当する者と知りながらその者を下請負人又は再受託者としていたとき。	3 か月以上 6 か月以内
(9) 有資格業者が、市発注工事の契約を履行	3 か月以上 6 か月以内

<p>するに当たり、暴排要綱第2条第6号に規定する資材販売業者等が暴排要綱別表第1に掲げるいずれかに該当する者と知りながら、その者から資材等を購入し、又は施設若しくは廃棄物処理業者を使用したとき。</p>	
<p>(10) 有資格業者が、市発注工事の契約を履行するに当たり、暴排要綱第5条第4項又は第6条第4項の規定による契約の解除の請求に従わなかったとき。</p>	3か月以上6か月以内
<p>(11) 有資格業者が、市発注工事に関し、暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、暴排要綱第7条前段に規定する義務を怠り、著しく信頼を損なう行為があると認められるとき。</p>	1か月

備考

- 1 「業務」について（第2号、第5号及び第7号）
「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいう。
- 2 独占禁止法違反行為（第2号）
 - (1) 独占禁止法に違反した場合は、次のアからオまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに資格停止を行う。
 - ア 排除措置命令
 - イ 課徴金納付命令
 - ウ 刑事告発
 - エ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員の独占禁止法違反の容疑による逮捕
 - オ その他、公正取引委員会より違反事業者として公表されるなど独占禁止法違反の事実を確認したとき
 - (2) 独占禁止法違反行為の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの資格停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期

間の2分の1の期間とする。この場合において、資格停止の期間が別表第2第2号に規定する期間の短期を下回る場合においては、第5条第3項の規定を適用するものとする。

3 建設業法違反行為（第4号）

建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるのは、原則として、次の場合をいう。

ア 有資格業者若しくは有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 建設業法の規定に違反し、許可行政庁から監督処分を受けた場合

4 不正又は不誠実な行為（第5号）

業務に関する「不正又は不誠実な行為」とは、原則として、次の場合をいうものとする。

ア 有資格業者若しくは有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 市発注工事に関して、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

5 「暴力行為」について（第7号（7））

「暴力行為」とは、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、業務に関し暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）第1条違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合をいう。

様式第1号（第8条関係）

名 第 号
年 月 日

様

名張市長 印

資 格 停 止 通 知 書

このことについて、下記のとおり資格停止を決定したので通知する。

記

1 資格停止期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 資格停止理由

様式第2号（第8条関係）

名 第 号
年 月 日

様

名張市長 印

資格停止期間変更通知書

年 月 日付 第 号をもって通知した資格停止について、このたび下記のとおり期間変更を決定したので通知する。

記

- 1 変更理由
- 2 変更前の資格停止期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 変更後の資格停止期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 変更決定年月日 年 月 日

様式第3号（第8条関係）

名 第 号
年 月 日

様

名張市長 印

資 格 停 止 解 除 通 知 書

年 月 日付 第 号をもって通知した資格停止について、このたび下記のとおり解除したので通知する。

記

1 解除理由

2 解除年月日 年 月 日

様式第4号（第14条関係）

名 第 号
年 月 日

様

名張市長 印

資格停止措置要件に該当する疑いのある事実に対する警告（注意）書

年 月 日に（資格停止の措置要件に該当する疑いがある事実を簡明に記載）が発生したところであるが、今後は再度かかる事態が生ずることがないように十分注意するよう警告（注意）する。

なお、当該資格停止措置要件に該当する疑いのある事実に対し、具体的な改善の措置等を講じ、報告すること。

記

資格停止措置要件に該当する疑いがある事実